

令和4年4月28日
歴史的建造物の保存等検討会・多磨全生園WG

少年少女舎について

少年少女舎については、「国立療養所多磨全生園少年少女舎についての中間報告」（令和4年3月14日 歴史的建造物の保存等検討会史跡WG）を踏まえ、令和4年3月28日に「多磨全生園WG」を開催して検討した結果、下記の結論に達したので、「歴史的建造物の保存等検討会」（以下「検討会」という。）へ報告する。

記

- 1 少年少女舎は、多磨全生園の今後の施設整備に当たって建築基準法上の認定の支障となっており、速やかに解体しなければならないこと、また、令和4年3月14日に開催された「歴史的建造物の保存等検討会史跡WG」（以下「史跡WG」という。）参考資料において、「建物全体が倒壊寸前」であり、「耐震面等、耐力的な強度ももはや充分でなく防火・防災の視点からすると早期の解体撤去が望ましい」とされていることから、令和4年度中に解体を行うこととする。
なお、解体に際しては、入所者自治会の意向を踏まえて、少年少女舎に係るミニチュア模型を作成・保存することとし、基礎は残さない。
- 2 少年少女舎に関する展示・啓発については、前述したミニチュア模型を作成するとともに、跡地に説明板を立てることとし、将来的な展示等に活用するため解体の際に取り除く建築部材等の有無については、国立ハンセン病資料館から多磨全生園へ派遣されている学芸員を中心として、入所者自治会及び多磨全生園で相談のうえ決定する。
なお、少年少女舎に係るミニチュア模型等を展示する場所については、今後検討することとする。
- 3 ミニチュア模型作成、説明板作成及び解体に係る費用については、厚生労働省健康局所管の歴史的建造物保存事業費を交付願うとともに、令和4年度中に解体を行う必要があることから、同年度上半期までには多磨全生園へ同事業費を示達いただきたい。
また、「多磨全生園WG」の結論を尊重いただきたい。
なお、仮に、「検討会」が速やかに開催されないなどして、厚生労働省健康局から予算示達を得られない場合であっても、令和4年度中に解体を行わなければならない事情は変わらないため、その場合は「検討会」の開催に関わらず、解体を進めることになる。
遡れば、平成30年3月に開催された「史跡WG」において、多磨全生園が参考人として意見を述べてから既に4年以上が経過している。これ以上の時間をかけることによって、同園の今後の施設整備に支障を来し、ひいては入所者等に迷惑をかけることのないよう、速やかに「検討会」の結論を出されたい。

令和3年11月24日

「歴史的建造物の保存等検討会・多磨全生園WG」委員名簿

- | | |
|--------|---------------------|
| 大船省三 | 国立療養所多磨全生園総務部庶務課長 |
| 河原諭 | 国立療養所多磨全生園経理部長 |
| 平岡和富 | 東村山市経営政策部長 |
| ○ 正木尚彦 | 国立療養所多磨全生園長 |
| 水澤康夫 | 多磨全生園入所者自治会執行委員 |
| 山岡吉夫 | 多磨全生園入所者自治会長 |
| 渡邊一人 | 国立療養所多磨全生園経理部会計第二課長 |
| ◎ 渡部尚 | 東村山市長 |

五十音順 ◎は座長、○座長代理

(オブザーバー)

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 鮎京真知子 | 厚生労働省歴史的建造物の保存等検討会委員 (調査担当) |
| | 弁護士 (ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護士連絡会) |
| 石井千尋 | 国立ハンセン病資料館学芸員 |
| 斎藤基輝 | 厚生労働省健康局難病対策課長補佐 |

歴史的建造物の保存等検討会・多磨全生園 WG 開催要項

1. 趣 旨

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条等を踏まえ、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発等に資するため、歴史的建造物の保存等に関する基本的な考え方などの検討等を行うために厚生労働省に設置された「歴史的建造物の保存等検討会」に対し、個別施設の実情及び将来構想を踏まえた保存対象建造物の検討と将来にわたる維持・運営並びに活用方法について意見を取りまとめ、本検討会に報告することを目的として、多磨全生園 WG（以下「多磨 WG」という）を開催する。

2. 多磨 WG の構成

- (1) 多磨 WG は、入所者自治会代表、施設代表、地元自治体代表等の委員により構成し、多磨全生園長が委嘱する。なお、歴史的建造物の保存等検討会委員（調査担当）及び厚生労働省担当者（健康局職員）をオブザーバーとする。
- (2) 座長は、多磨全生園長が指名する。
- (3) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (4) 委員の任期は、原則2年とする。ただし、更新を妨げない。
- (5) 座長は、検討に必要があると認めるときは、予め委員に理解を求めた上で、委員以外の者を参考人として出席を求めることができる。
- (6) 任期中の委員に異動があった場合、後任の任期は残存期間とする。

3. 検討内容

- (1) 歴史的建造物の保存等に関する基本的な考え方
- (2) 歴史的建造物等を活用した人権等の普及啓発や施設の利用方法等の検討
- (3) 歴史的建造物等の保存対象リストと施設将来構想との整合性
- (4) 歴史的建造物等の保存対象リストの維持・運営を含めた活用方法
- (5) その他

4. その他

- (1) 多磨 WG の庶務は、多磨全生園総務部庶務課において行う。
- (2) 多磨 WG は、自由な意見による取りまとめを目的とするため、原則非公開とする。ただし、座長は、必要があると認め、個人情報保護に配慮した議事概要を作成した場合には、公開することができることとする。
- (3) この要項に定めるもののほか、多磨 WG の開催に必要な事項は、座長が多磨全生園長と協議のうえ、これを定める。